

平成 27 年度当初予算編成方針

【経済状況と国の動向】

内閣府が公表した平成 26 年 9 月の月例経済報告によると、「景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とし、先行きについては「当面、一部に弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。」とする一方で、「駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある。」と指摘している。

また、今国会では、「少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、『まち・ひと・しごと創生^(※)』に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。」として、地方創生に向けた、年 2,000 億円規模の新たな交付金制度の法案の審議が行われている。

(※) まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成
ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

【本市の財政状況と今後の見通し】

日本経済の景気は緩やかな回復基調が続いている中で、歳入の大宗の一つをなす市税において、個人市民税については、人口減少に伴う納税義務者数の減少、また第一次産業の占める割合が高い本市において、台風やゲリラ豪雨などの自然災害により農作物の作柄は天候に大きく左右され、農家所得は大きく変動するうえ、固定資産税や都市計画税についても、土地価格の下落により漸減傾向にある。

他方、地方交付税においては、消費税の増税により地方交付税の原資は増加が予想されるが、臨時財政対策債の発行額の減少が予想されることから、大きな伸びは期待できず、また平成 28 年度からは合併算定替えの特例措置の縮小により経常一般財源の減少が見込まれる。

歳出について、平成 27 年度からは市庁舎及び市民会館の整備事業が本格化していくことを踏まえ、経常経費については一層の削減に取り組んでいくものとする。

【基本的姿勢】

職員は、自らの所掌事務が市の運営にどのようなかかわりがあるかを常に意識するとともに横の連携を密にし、最高品質の行政サービスを提供することとし、「**変わらないのが異常 変わるのが常**」を念頭に、新規及び拡大事業は、事業の目的や効果を厳しく見極め、既存事業は抜本的な見直しを行うなど、徹底したスクラップ・アンド・ビルドを前提とする。

また、まち・ひと・しごと創生法案の審議状況によっては、柔軟な対応を求められる場合もあることから、常に国・県の動向や経済情勢等を注視するとともに、職員間の情報の共有に細心の配慮をされたい。

厳しい財政状況を職員共通の認識として財政の健全化に努めるとともに、職員も積極的に市民活動に参画し、市民との情報の共有・連帯・協働により、元気な中野市の実現に向けた予算編成に取り組むこととする。

1 予算編成の方針

施策展開の方向性を踏まえながら、市民生活に直結する事業を全庁挙げて取り組むものとし、次の事項を基本に予算を編成する。

(1) 市民生活の支援

厳しい経済・雇用情勢に対応しながらも、市民の安心した生活を支えるため、必要とする施策を推進・支援する。

(2) 「中野市総合計画」に沿った事業の重点実施

総合計画を着実に推進するため、「協働のまちづくり」の考え方を徹底し、事業を厳選のうえ、真に必要な施策に対し重点的に財源の配分を実施する。

(3) 大胆な事務事業見直しによる事業実施

行政組織のスリム化、歳入・歳出構造の改善など、地域主権時代に対応できる行政運営体制の構築に向け、市民の協力のもと大胆な事業見直しも含め、知恵を活かし工夫を凝らした財政改革を進め、財源の確保を図る。

(4) 部局間等の連携による総合的な施策の展開

事業の構築に当たっては、部局間の連携の下、より効率・効果的な施策を展開するとともに、地域の実情に合った施策を心がける。

(5) 市民への説明責任の遂行と意見の反映

予算編成に関する情報を市民や関係団体等と共有し、その要望や意見を客観的に判断し必要に応じ予算に反映させるとともに、予算編成過程を明らかにし市民への説明責任を果たすこととする。

2 予算編成における具体的取組

(1) 歳入に関する事項

- ① 徴収体制の強化による未収金の縮減や市有財産の有効活用、受益者負担の適正化など、中・長期的視点に立って最大限の歳入の確保に努めるとともに、国・県補助金など有効な財源の活用を図る。
- ② 国・県支出金については、経済対策による補正予算や制度改正などその動向等を

注視して、切れ目のないように執行できるよう十分に留意する。

- ③ 将来の財政負担を考慮し、市債借入額を元利償還額の範囲内にとどめることを継続し、市債残高の縮減に努める。

(2) 歳出に関する事項

- ① 各経費の見積りに当たっては、繰越しが常態化していないか、あるいは、予算の執行が年度末など特定の時期に集中していないかなど、毎年度の執行状況を客観的に把握し、事業効果が適正時期に発現するよう、予算執行の年間計画を予め定めるなど工夫する。
- ② 社会インフラ（庁舎、学校、福祉施設や道路・橋梁・公園などの市有施設等）については、既存施設の見直しに係る公共施設管理運営方針に基づき検討し、方向性を踏まえたうえで、維持管理経費等の適正化を図る。
- ③ 外郭団体や財政支援団体等への補助負担金等については、団体の財務状況など必要性を十分検証し、当該団体の経営改善に向けた計画的な取組を促すとともに、理解を得ながら見直し等を行うものとする。
- ④ 常に法令を順守するとともに、予算執行に係る監査委員及び市議会の指摘事項も踏まえ、必要・緊急性等を十分検討し、過去の事業にとらわれることなく、時代の変化や市民ニーズを的確に把握し、義務的経費も含め既存の事業について大胆な発想で廃止や再構築を行うこととする。

(3) その他特に留意すべき事項

- ① 特別会計については、事業目的を踏まえつつ、一般会計と同様に必要性・緊急性等を十分に検討し、効率的な運営に努めることにより、一般会計からの繰出金の節減を図る。
- ② 市民要望の全てを実現できる財政状況でないとの認識を持ち、職員自ら市民一人ひとりに説明できるよう認識を深めるとともに、組織のスリム化など簡素・効率的な行財政運営に努める。

3 予算要求方法

予算編成の基本的姿勢と具体的取り組みを踏まえ、持続可能な財政構造の構築に向けて中・長期的な財政負担も十分考慮しながら、年間所要額を見積もることとし、別紙「平成27年度予算要求基準」により要求することとする。

なお、国・県の制度に係る事業費については、その仕組みが判明しているものを除き、現行制度を前提に要求するものとする。